



保護者の皆様へ 就学援助制度のお知らせ

帯広市では、小・中・義務教育学校に通われるお子さまが学校で安心して勉強できるよう、経済的な理由により学用品代や給食代などの負担が困難な世帯に対して、援助を行っています。

希望される方は、期日までに申請していただくようお願いします。

I 事前申請について

受付期間 令和5年4月1日(土)～14日(金) <2、8、9日は閉庁日>
受付時間 8:45～17:30 <3～6日は19:00まで延長>
受付場所 帯広市教育委員会学校教育課(帯広市役所8階)

4月から就学援助を希望する方は、期限までに申請してください

II 援助を受けることができる世帯

1 要保護世帯

現在、生活保護を受けている、または生活保護を必要とする状態の世帯です。

2 準要保護世帯

(1) 前年度から現在まで、次のいずれかに該当する世帯【収入判定以外の世帯】

- ・ 19歳以上(令和4年4月1日時点)の世帯全員が市民税非課税または減免されている
- ・ 保護者のうち生活の中心となる者が個人事業税または固定資産税を減免されている
- ・ 20歳以上の世帯全員が国民年金掛金を全額免除されている
- ・ 国民健康保険料が減免または猶予されている(世帯全員が国民健康保険に加入)
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている。(児童手当・特別児童扶養手当ではありません)
- ・ 生活福祉資金の貸付を受けている

(2) 世帯の年間収入が少ない等、経済的に就学が困難となる世帯【収入判定世帯】

基準額一覧	収入額の上限	所得額の上限
3人世帯	336万円	227万円
4人世帯	370万円	252万円
5人世帯	421万円	292万円

○基準額は目安であり、家族の年齢等により額が異なり、上記の額の範囲内であっても認定とならない場合や基準が緩和される場合があります。

III 申請に必要なもの

- 1 就学援助受給申請書
- 2 印鑑(保護者本人が申請する場合で署名した場合は必要ありません)
- 3 通帳またはキャッシュカード(口座番号のわかるもの)
- 4 所得課税証明書(申請年の1月1日時点で帯広市に住民票のない方のみ、前住地の書類が必要です)

IV 受けられる援助

支給する項目	支給対象学年	支給金額	支給時期・注意事項
校長への委任払い			
修学旅行費	小学6年生（前期課程6年生） 中学3年生（後期課程9年生）	実費相当分	
学校給食費	全児童生徒	実費相当分	
P T A会費	全児童生徒	実費相当分	支給上限額：小学校（前期課程）3,450 円、 中学校（後期課程）4,260 円
生徒会費	中学1～3年生（後期課程7～9年生）	実費相当分	支給上限額：5,550 円

保護者口座への振り込み

学用品費	小学1年生（前期課程1年生） 小学2～6年生（前期課程2～6年生） 中学1年生（後期課程7年生） 中学2～3年生（後期課程8～9年生）	月額 1,102 円 月額 1,291 円 月額 2,086 円 月額 2,275 円	時期：8 月末、3 月末の年 2 回
新入学学用品費 （入学前支給）	就学予定者 小学6年生（前期課程6年生）	54,060 円 63,000 円	対象：2 月 1 日時点の認定世帯に対して支給 時期：2 月末
新入学学用品費	小学1年生（前期課程1年生） 中学1年生（後期課程7年生）	54,060 円 63,000 円	対象：入学前支給を受けていない、4 月分の認定世帯に対して支給 時期：収入判定世帯は 7 月末、それ以外の世帯は 5 月末

現物の支給

体育実技用具費	小学1年生（前期課程1年生） 小学4年生（前期課程4年生） 中学1年生（後期課程7年生）	実費相当分（スケート靴） 実費相当分 （スケート靴かスキー靴）	対象：1 0～1 2 月分の認定世帯に対して、 スケート靴引換券を発行 時期：1 0 月中旬 支給上限額：スキー靴は 38,030 円
医療費	全児童生徒	実費相当分	対象：指定の疾患で受診する場合、医療券を発行 時期：収入判定世帯は 7 月、それ以外の世帯 は 6 月から

- 表は令和 5 年度の支給内容になります
- 生活保護を受給している場合は修学旅行費のみの支給となります
- 前期課程の表記は「義務教育学校前期課程」を、後期課程の表記は「義務教育学校後期課程」を表しています。

V 申請後の流れ

申請された書類は、4 月以降に審査を行い、【収入判定以外の世帯】で認定された場合は、5 月末に、【収入判定世帯】として認定された場合は、6 月末に学校を通じて結果をお知らせします。

帯広市教育委員会 学校教育課
電話【0155-65-4203】
時間【平日8:45から17:30まで】

HPはこちらから

